

【第Ⅰ号議案】

令和4年度事業報告

◎ P T A 規約の改正

- (1) 専門部会を常設しないで、地区委員として協力して活動する。
 (2) P T A の事業を削減し、以下のとおりとする。

月	本 部	地区委員
職 務 規 約 よ り 抜 粋	P T A 規則第9条 (1)会長は、P T A を代表し、総会、委員会及び運営委員会を招集し、会務を総理する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。 (3)母親代表は、P T A の内特に母親を対象とした事業、研修の実施にあたって各種機関、団体との調整を行い、母親の資質の向上、知識の取得、意識の高揚を図る。	P T A 規則第13条 2 地区委員は、各地区より若干名ずつ選出する。
4 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・7日：入学式来賓（R3会長） ・14日：本部会（本部役員・学校職員） ・14日：第Ⅰ回P T A 委員会 ・～28日：オンライン審議	・朝の登校指導（各地区） ・14日：第Ⅰ回P T A 委員会 ・～28日：オンライン審議
5 月	・【協力】通学路点検（危険箇所調査）	・通学路点検（危険箇所調査）
6 月	・【協力】交通安全リーグと語る会2日 ・【協力】子ども110番の家の依頼	・交通安全リーグと語る会2日 ・子ども110番の家の依頼
7 月		
8 月	・【協力】朝の登校指導（各地区）	・朝の登校指導（各地区）
9 月	★27日：本部会（本部役員・学校職員）	
10 月	・本部会12日（本部役員・学校職員） ・12日：第2回P T A 委員会	・12日：第2回P T A 委員会
11 月	・1日：運動会来賓（R4会長） ・【協力】来年度地区委員選出（各地区）	・来年度地区委員選出（各地区）
12 月	・7日：P T A 役員選考委員会（R4本部・R5地区委員） ・【協力】通学区名簿作成（各地区）	・通学区名簿作成（各地区）
1 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・23日：学年委員選考委員会（R4本部）	・朝の登校指導（各地区）
2 月	・8日：現新本部会（R4本部・R5本部）	
3 月	・17日：卒業式来賓（R4会長） ・23日：P T A 会計監査（R4会長、R4監事）	